

さきに既に改まりつること、いよくいちぢるし、すべで續紀には、はじめに倭の字、なかほどはみな倭の字をのみ書て、和と書ることなく、和の字に書き始めて後は、又みな和の字のみにて倭を書雜へたることはなけれど、改められつる年月も、おのづから右のごとくには考へしらるゝなり、然るを田令の中に、太和と書る所あり、又書紀、崇神、御卷にも、和と書る所一つあり、又續紀八の卷にも、二所太和國とかき、和琴ともかき、又萬葉集七の卷にも、和琴とかける、これらはみな後に寫し誤れるものなり、その前にも後にも、いとおほかるやまとに、みな倭の字をのみ書る中に、いとまれくに一つ二つ和と書べき由なればなり、後世には、心にまかせて通はし書く故に、ただ同じこと、心得居て、ふと寫したがへたるなるべし、又和銅てふ年號もあれども、此和はやまととの義にはあらず、さて上件續紀に出たるは、皆畿内の太和一國の名の字にて、天の下の太號のやまとのきたにはあらず、大號のには、書紀よりして、おほくは日本といふ字を用ひられたりし故に、そのさたには及ばざりしにや、和の字に改まりて後も、畿内の國名ならぬには、なほ倭の字をも廢すして、すなはち續紀などにも、倭根子天皇など、かゝれ、その外にもおほく見えたり、乞かはあれども、大號も本はかの二國の名よりおこれるに、その本を改められつるうへは、何事にもみな、和の字を用ひむをや宜しとはいふべからむ。

〔日本書紀五崇神〕六年、先是天照大神、和永○和諸本作大倭、大國魂二神並祭於天皇大殿之内○下略

〔令義解三〕凡畿内置官田○解略 大和攝津各州町○下

〔泰山集雜著十七〕木下氏博學固然、然格致之功、恐無足觀焉、木下氏曰、倭人自堯時已朝貢見山海經、予曰、山海經文注者固當曰日本然既曰北倭南屬燕則非日本可見、燕與日本風馬牛尚不足比也、木下又曰、黑齒國君子國、扶桑國皆日本也、予曰、染齒我國中古之事也、上古無之、木下曰、他會無染齒國、又無名倭國、予雖湖葦之老、木下又益耄矣、故予不及爭而止、今太平之餘、來貢之國多矣、近來因錄其